

暴風警報または特別警報における生徒の対応について

沖縄県立西原高等学校

1. 臨時休校

次の場合は臨時休校になります。

- (1) 沖縄本島中南部に暴風警報または特別警報が発表された場合。
- (2) 沖縄本島中南部に発表されていた暴風警報または特別警報が正午まで解除されない場合。
- (3) 登校後に暴風警報または特別警報が発令された場合→学校は臨時休校、生徒は下校。

※暴風警報及び特別警報の情報は、各自でテレビ、ラジオの報道や気象庁または沖縄気象台のホームページ等により確認してください

2. 暴風警報の解除または特別警報の解除に伴う授業の再開について

下記の時刻で、暴風警報または特別警報が解除され、バスが運行された場合、以下のようになります。

- (1) 6:00までに解除、かつモノレール・路線バスが運行・再開された場合
→通常登校・通常授業
- (2) 12:00(正午)までに解除され、かつモノレール・路線バスも運行・再開された場合
→14:00よりSHR。5校時より授業開始 (安全に留意し登校)
- (3) 12:00(正午)以降に解除された場合
→引き続き休校(生徒は登校する必要はありません)
- (4) 早朝講座について
前日の22:00までに解除→7:30より行う(通常通り)

3. 居住地域、通学路の安全確保について

生徒の居住する地域もしくは通学路において、避難指示もしくは避難勧告が発令されている場合は、登校せずに避難行動をとってください。

また、警報等が解除になった場合でも地域や通学路の状況により、登校中の安全確保されないと生徒及び保護者が判断する場合は、登校せずに自宅待機もしくは避難行動により安全確保してください。

4. 遅刻・欠席の取り扱いについて

原則として授業再開時間に間に合わなかった場合は遅刻、再開された授業を受けなかった場合は欠席となります。ただし、通学区域内の状況(河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊、バスの運行等)によって、登校が困難であった場合については、その状況の程度等を考慮して、個別に判断し決定します。

※お願い

本校への休校、出校に関する電話での問い合わせは控えてください。